

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第8 議案第28号 指定管理者の指定について（パレットガーデン自治会館）を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成町地域集会施設条例第6条の規定により、指定管理者にパレットガーデン自治会館の管理を行わせたいので、指定管理者の指定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

それでは、まず議案を朗読させていただきます。

議案第28号 指定管理者の指定について（パレットガーデン自治会館）。

次の者をパレットガーデン自治会館の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等。名称、パレットガーデン自治会館、位置、開成町吉田島4319番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、パレットガーデン自治会、代表者、パレットガーデン自治会長、銚崎崇行、所在地、開成町吉田島4307番地4。

3、指定の期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりいただきまして、次ページ以降に添付しました資料をご覧ください。

1ページ目は、パレットガーデン自治会から指定管理者指定申請書のががみの写しでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページは自治活動応援課から指定管理者選定委員会委員長宛て選定依頼書でございます。

続きまして、3ページは指定管理者選定委員会委員長から自治活動応援課宛ての指定管理者の候補者選定結果報告書、4ページは評価結果書となっております。

それでは、選定の経緯等の詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります副町長よりご説明を申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

それでは、指定管理者選定委員会を代表しまして、パレットガーデン自治会館に

係る指定管理者の選定に至った経緯及び審査方法並びに選定結果について、ご説明をさせていただきます。

この施設につきましては、既に開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例の制定により、本年2月2日開催の2月随時会議で町地域集会施設として新たに加えられております。この議決を受けまして、資料1ページにありますとおり、2月3日にパレットガーデン自治会長より町長宛てに開成町地域集会施設指定管理者指定申請書の提出がございました。

その後、資料2ページにありますように、所管課であります自治活動応援課長より当選定委員会委員長宛てに、開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定依頼書が2月12日付けで提出をされました。この依頼書では、募集の方法として公募以外によることのほか、指定管理者に求める管理の条件として、地域集会施設の設置目的に沿って町民の平等利用を確保できるものであること、指定管理業務について知識及び経験を有しているものであること、さらに関連法令及び条例の規定を遵守し施設の適正な維持及び管理ができるものであることなどの記載がございました。

これを受けまして、本来であれば昨年12月会議において指定をいただきました12の地域集会施設と同様の審査手続に入り、書類審査、評価書により評価をし、指定管理者候補者のヒアリングを経て最終評価書により最終審査を行うところですが、この公の施設である地域集会施設、パレットガーデン自治会が他の12の施設と同様に自治会員の活動拠点となり、効果的な運営が図られ、指定管理者に求めるべき管理の条件を十分に満たすものと考えられることから、あらかじめ提出をされてあります自治会規約をはじめとする関係書類を各委員が十分に審査し評価する形の書面会議としました。

評価結果につきましては、4ページにございますとおり、6名の委員の評価点は記載のとおりであり、選定結果として適当であるとの判定結果となっております。

また、3ページのとおり、この候補者が当該施設を管理する上での十分な知識及び経験を持ち、効率的で施設の設置目的を効果的に達成できることが期待できますことから、選定委員会として、パレットガーデン自治会代表者、パレットガーデン自治会、銚崎崇行を指定管理者の候補者として選定をしております。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

11番、菊川敬人議員、

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。

今回の指定管理者については、しっかりとした評価結果が出ていますので特に異論はございませんが、その中で1点。2ページの指定管理者に求める管理の条件の中に、「町民の平等利用の確保ができるもの」であることというふううにうたわれて

おります。ここは、債務負担行為も、もう議決をいたしまして、我々も認めておりますので特に異論はないのですが、立地条件も非常にいいところでありますので、自治会だけの使用では、非常に、あいている時間、使用していない期間というのがかなり出るのではないかなと思いますので、ここを、その他の利用方法として、例えば、各種団体の会議ができる場とか、あるいは何かの催し物、発表会等ができるような形での利用というのも可能になるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

ご質問にお答えいたします。

こちらはパレットガーデン自治会館ということで、パレットガーデン地区、地域の自治会の方の活動拠点というところになるという位置付けが、まずございます。しかしながら、立地条件、駅の前というところもございます。地域集会施設全般の話としまして、有効利用という観点では、指定管理者が決まったうえではございますが、申請を指定管理者のほうにさせていただいたうえで使用するという形は、そういう形で、ぜひ使っていただくという形で進めたいというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員、

○11番（菊川敬人）

ここは賃借料も年間で141万ぐらいだったですかね、支払うわけでありますので、そういった形で広く利用できるような形が望ましいかなと思いますが、そのところの使用できるということについての周知を図らなくてはいけないのかなと思うのですが、どういう形で。広報等で多分、周知されるのかなと思うのですが、そのところは考えておられますか。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

質問にお答えします。

まず、賃料につきましては、65万の消費税という形に、月額となりますので、そちらはご承知おきをいただきたいというふうに思います。

地域集会施設の取り扱いにつきまして、これから運営のほうが始まるということになります。指定管理者のほうで、そちらのほうに申請をしていただくというようなことでございますが、まずはパレットガーデンさんの自治会のほうで活用をしていただくというような部分がございますので、広報お知らせ版というところは今のところは考えてございませんが、状況を見ながら、そこは調整をしたいというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

補足をさせていただきますけれども、そもそも公の施設の一つのシステムでありまして、それを指定管理者に任せるということで、名称はパレット自治会の自治会館ですけれども、基本的には町の施設ですから、これは正式な手続をとれば誰しものが利用できるというのは当たり前です。なおかつ、他の自治会もそうですけれども、一応、施設利用料は指定管理者の収入という形になって。細かい部分は町との協定で修繕とかいろいろ決まっていますけれども、そういった意味からすれば、指定管理者とすれば、町もそうですけれども、指定管理者も広くPRなりして収入を得れば自分たちの活動費という部分も膨らむわけですから、これは当然、指定管理者と町のほうと常に連携をした中で、議員のおっしゃられる意味は十分ご理解できますので、いろいろな方法でPRなりはしていくのかなというふうに思っています。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。

ほかに質問は。

前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

数点、伺いたいと思います。パレットガーデンの今までの自治会館がない状況の中で、自治会活動をするために施設として長年借りていた施設がパレットガーデン共用棟、管理組合からパレットガーデン自治会として借りていたという経緯があるわけでございます。変遷を見ますと、パレットガーデンが下島から誕生し、兄弟自治会のように動き始めたころから数年は、パレットガーデンの管理組合宛てに無料で部屋を借りて、会議室を借りて、自治会館としての役割を担った形で運営がなされていたということがございました。ここ数年、パレットガーデンの管理組合から、やはり会議室等々、さまざまな消耗という形もございまして、数年前からパレットガーデン自治会はパレットガーデン管理組合に自治会館使用料というものを予算に計上して支払い、また、行事の内容によってはパレットガーデンの管理組合へ自治会がお金を払っていたという経緯がございます。

その点を考えますと、先ほど周知確認がございましたように、月額65万円プラス消費税ということが発生していることを鑑みますと、その形態は今後どうなっていくのが望ましいのか、また、どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。これは、先ほど添付資料を十分に吟味し議論したということで、添付書類の中からも関係することかと思っておりますけれども、その辺についての町の対応はどのように結論付けられたのか、ご説明をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

詳細は後で課長のほうから答弁をするというふうに思いますけれども、基本的に、その前の菊川議員からのご質問もあわせてなのですから、駅近にそういう公の施設ができたといったことの側面もありますので、それは積極的に貸館的なことを自治会さんのほうで対応されるということは促しをしていきたいなというふうに思います。

ただ、一方では、パレットガーデン自治会のコミュニティを形成する拠点としての大義名分もあるわけですから、積極的に自治会活動をそこで展開していただくということが基本になるのかなというふうに思います。事前に事業計画等も自治会さんのほうからご提示いただいている部分については、例えば、いきいき健康体操を定期的に月2回やるだとか、敬老会をそこでやるだとか、組長会議を毎月やるだとか、自治会の総会をそこでやるだとか、そういうふうな事業計画の中の行事予定も示されていますので、その余剰の部分についての貸館的な利用を積極的にしていただくということを基本に考えていければいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

後段の部分の家賃云々というお話ですけれども、はっきり言って、ちょっと議員のおっしゃられている質問の意味がよくわからないのですが。家賃は、町が民間の部分から町の公の施設として賃貸借をして公の施設に位置付けていますから、基本的にはパレットガーデン自治会とは何かかわりもないという形になります。それを、今度は自治法に基づく指定管理者制度によって、パレット自治会を指定管理者に。

これは、指定管理者の場合は委託という意味よりも委任になりますから、いわゆる誰に使うか、使わないかという部分は、協定はございますけれども、基本的には全部、指定管理者が処分庁として、この人には使う、この人には使わない。そういう部分で不都合があれば、当然、町は指定管理者を指定している立場として、きちんと条例にのっとった指定管理をしているかどうかというのは、毎年、モニタリングという形の中で。年度末には、そういった収支報告から出させていただいてモニタリングをしている中で、それで指導といいますか、やっているわけですから。

ちょっと、言われている意味の65万の家賃が云々という部分については、これは極めて町と建てたものの持ち主との話ですので、基本的にはパレットガーデン自治会はかわりは出てこないというふうに思いますけれども。ちょっと、そこは…

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

失礼をいたしました。月額65万プラス消費税の家賃という視点の表現は、私は間違っていたなというふうに思うところがございます。ほかの自治会の自治会館が建ち上がった経緯を鑑みますと、自主的な新しい形での自治会館が稼働するということが目の前にある、それがパレットガーデン自治会というふうに考えるところです。1階は民間、2階、3階は町の施設ということで、その中のパレット自治会というふうになるわけですが、パレット自治会として、本当に寄附等々のようなことが、ほかの自治会館と違ってなされないまま、このまま使用料的な形の名目をつくって町に支払うというような体制があってもいいのかなというような考えが思いつきまして、その点を質問させていただいたわけでございます。

続きまして、実は、パレットガーデンは管理組合との密接な関係がございます。自治会運営、また自治会館を維持し動いていく中で、大きな窓口的な役割を管理組合の特に管理人さんと日ごろ、今回、指定管理の中の銚崎氏が週に3日間、完全に留守にされるというような、そういうような関係もございますし、オートロックのマンションであるということも鑑みますと、使用にあたっての窓口のことを考えると、頻繁にパレットガーデン自治会を今後も全時的に使用するというようなことを鑑みますと、24時間対応で常駐しております管理組合が雇用している管理人さんと、何かしらの連携というようなものも町ではとっておいたほうが利便的にいいのではないかなということが1点と。

あとは、駐車場がしっかりとした形で自治会館の裏にあるわけですが、その点も、まだ民間施設が1階についていない関係もあるので、駐車場の中でのトラブル等々もちょっと心配するところですが、細かい点でございますけれども、その点についてのご協議がこの中でなされたのかどうか、2点について質問いたします。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

1点目のパレットの管理組合、今は法人になっているのかどうか、民法上は法人になりますけれども、どういう形になっているのか、恐らく法人になっているのかと思いますが、基本的に自治会というのは、ご存じのとおり、地縁団体といいますか、任意のといいますか、団体ですから、管理組合とは全く意味合いが違うものだと考えてございます。繰り返しになりますけれども、指定管理者制度という部分につきましては、これはもう完全に管理運営については町が指定管理者に委ねる形になりますから、基本的には指定管理者が全て判断をして行くと。ほかにも12自治会ありまして、同じような形でやっていますので。

ご懸念されている、場所が駅近なので使用度も多いのではないかというのは、全くそのとおりだと思いますが、ただ、ほかの自治会さんも、特に、そんなに自治会長さんが管理について、24時間なんていうようなお話がありましたけれども、大変云々ですとか、そういった話は、いまだかつて一度も聞いたことがございません

し。また、副の方ですとか自治会の中でいろいろ役員さんがございますから、そういった自治会長一人だけではなくて、自治会の中でいろいろ、自治会長がいないときは副自治会長が受け付けたり相談を受けるですとか、そういった体制でやっておられるのかなど。これは、ほかの自治会さんも、みんな、そのような形でやってございます。

あと、駐車場の部分につきましては、4台分が敷地の中にごございます。これ、はっきり申し上げて、今現在は、おっしゃられたとおり、あそこの「ぷらっと・かいせい」の部分については、パレットの自治会館と、それと子育ての関係と窓口コーナーがあるのですけれども、どこがどういうふうにするというのは、まだ協議は整ってございませんが、4台分しかございませんので。ただ、4台分については完全に町が自由に使えますよということですから、それは、今後、利用状況等を見ながら決めていきたいなというふうに思っています。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

このたびの指定管理者の指定について、パレット自治会が指定管理になるというのは承知しているところで、いいのではないのかなというところでは評価しているのですが、このたびの議案というのは、ある意味、議会の議決を求めているわけですよ。そういうような中で、やはり報告になってはいけないという部分があって。これ、指定管理の指定をするときに、特に自治会館の場合、そこの自治会から出てくるものを我々が拒否するということは、恐らく、想定はないとは思いますが、もう少し指定管理をするであろう団体の事業計画、例えば平成26年度の事業計画、平成27年度の事業計画をもう少し我々に情報を出してもらおうと、そこら辺の部分で、ああ、この指定管理に指定されているところは施設を有効に使った中で運営をしていくのだなということが見えますので。

選定するのに当たっては、選定委員長を中心とした中で評価点として示されているのですが、細部の部分というのをもう少し我々議会の中に示してもらおうと、よりいい制度になっていくのかなというふうに。今回の件の前のみなみのときも、そう思っていましたので、できれば、そういう示し方はできないのかどうか、ちょっと1点、お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

議員が言われることは、ごもっともだというふうに思いますけれども、基本的には、選定委員会というふうな部分では、投げかけられている、例えば、所管課のほうで指定管理について、先ほどご説明したとおり、委員長宛てに、これを審議にか

けてくださいといった依頼を受けて、選定委員会のほうでそれを審議するわけで、審議に当たっては当然、添付書類の中には事業計画等をつけていただくと。そういうふうな書類審査をした中で、内部議論としては、今、ご指摘いただいたようなところの利用の状況ですとか、事業の計画はどんなのかといった観点の中で評点をつけているといったことがありますので。

その辺は、内容を議員さんにあわせてお示しをすることがいいのか、それとも機関決定という立場の中で、機関決定というか、いわゆる選定するというふうな部分を選定委員会の中で受けているわけですから、それは、当然、そういうふうなことを信頼いただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今、副町長が言われるように、選定委員の評価というのは十分尊重はした中で議決をしたいというふうには思っているのですが、いかんせん情報がない中での議決というものがいいのか悪いのかというところに、いつもジレンマが出ていたもので。そこら辺は今後の検討事項になるのかなというふうに思いますので、ぜひ、そこら辺の開示のほうをしてもらえれば議論ができるのかなというふうに思います。

それと、1点、あと、先ほど駐車場の件、4台、町が所有というのですか、されているという答弁の中で、今後協議をするというような話が先ほど部長よりあったと思うのですが、そうなると、今回の指定管理の中のどこを管理していくのかという中には、駐車場がないという解釈で考えてよろしいのですか。

できれば、4台というのは、パレット自治会に宛てがえてもらいたくないというのが本音です。要は、子育ての「ぷらっと・かいせい」の利用者を優先していただきたいという。自分のところに駐車場があると思うので、そんなに遠くないと思うので、できれば、この自治会に指定管理で任せるのではなくて、そちらのほうで有効に活用してもらって、例えば、体の不自由な人が来たときは、ちょっとイレギュラー的にとめるというのは許すという部分の指導をしていただきたいというふうにお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

それぞれが活動されますので、今、子育て云々というのは、もちろん議員のおっしゃることは全くよくわかりますけれども、その辺も含めて今後。今現在は、全部、パレットガーデン自治会が4台使えるというわけでは、先ほど申し上げたように、ないですから、そこは十分状況を見た中で決めていきたいというふうに思います。議員のおっしゃることも、よくわかります。

○議長（茅沼隆文）



自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

議員のお話でございますが、駐車場に関しましては、当然、これまでパレットガーデンの施設建設委員会という委員会の中でもお話がございました。その中では、駐車場は、パレットガーデンさんは近いので専用で1台というところまでは要らないのではないかというようなところは、自治会さんのほうも、そういう認識はございますので。ただ、いろいろイベント等なんかのときには使えるような、そういうようなものは確保したいというような、そういう意向はございますので、そのような運用形態につきましては今後検討をしていきたいというふうに思いますので、補足とさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今後の駐車場については協議だとは、今、言っているのですが、仮に使うときの手続的なものというのは、どうなっていくのですか。すみ分けが、今はないわけではないですか。例えば、自治会のほうで、今、課長が言われるような答弁を考慮していくと、問題になるのではないかなというふうに思うのですが。使うときの誰に言うのか、誰が管理するのかというのがちょっとわからないので。今後の検討だよと言え、しっかり検討してもらいたいというところ以上はないのですが、そこら辺、どうなっていくのかというのを再度確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

「ぷらっと・かいせい」につきましては、先ほどから申し上げましたとおり、2階が自治会館で3階が子育て施設と窓口コーナー。基本的には、まさに直営という形で行っているのは窓口コーナー、これは非常勤職員を充てる予定ではございますけれども。そうなってくると、一番、町管理の部分では、直営的には窓口コーナーが直ですから、当面は、そういうところがチャンネルになって調整役になるのかなとは思っています。ただ、それはまだ決定ではございませんので、先ほどから申し上げているとおり、利用状況を見た中で決定をしていきたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第28号 指定管理者の指定について（パレットガーデン自治会館）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。